

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 野球場の年間ボックスシート料

Q : 当社は、取引先への贈答用として野球場のシーズン予約席（年間ボックスシート）を取得し予約席料を支払いました。このボックスシートの背面には当社名の看板が取り付けられていますので、この予約席料は広告宣伝費として処理してもよいでしょうか。

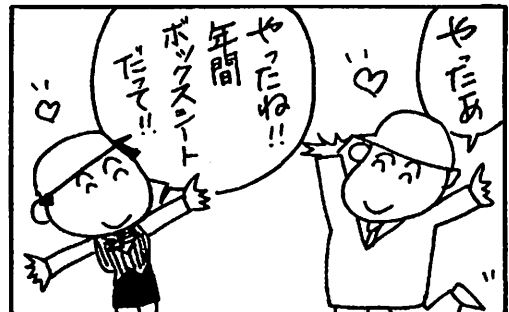
A : 広告宣伝費ではなく交際費となります。

【解説】

法人の支出した費用が不特定多数の者に対する広告宣伝的効果を意図するものであれば、交際費等には該当しません。

ところで、プロ野球のボックス席券を購入すると、その予約席であるボックスシートの背面に社名看板が掲示されるようですが、それは観客の便宜のためのものであり、不特定多数の者に対する広告宣伝効果を意図したものではありませんから、広告宣伝費とすることはできません。また、そのボックス席券は、取引先への贈答用とのことですから、そのために支出した費用は、交際費等に該当することになります。

なお、交際費等の損金算入時期は、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったときとされていますが、野球場のシーズン予約席料は、中途解約しても支払った金額の一部が返金される性格のものとは考えられませんので、特段の事情がない限りその球場における開幕日に交際費等に直接関連する行為があったとみて、その日を含む事業年度の交際費等として取り扱うことになると思われます。



KIMIYO-I